

私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

背景・目的

- ▶ 文部科学省では、令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（以下「標準例」という。）を令和5年11月に策定した。
- ▶ 近年、私立広域通信制高等学校が大幅に増加していることから、各所轄庁における私立広域通信制高等学校の設置認可等に関して状況を把握するため、下記のとおり調査を実施した。（調査対象：61自治体（47都道府県、14市町村））

調査結果

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

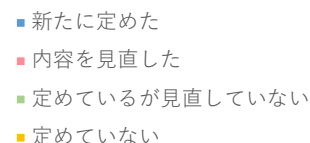
- 収容定員数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**28自治体で増加、4自治体で減少、14自治体で増減なし**となった。
 - 在籍生徒数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**41自治体で増加、4自治体で減少、1自治体で増減なし**となった。
 - 定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）について、令和6年において、61自治体のうち、**50%にすら満たない自治体は13自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は1自治体**となった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）
- ※61自治体の中には、私立広域通信制高等学校の設置のない自治体も含む。

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

- 各自治体において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可をする際、標準例に記載の各項目を確認しているかについて、「**確認していない**」との回答が**10自治体以上あった項目**は、以下のとおりであった。（なお、調査の対象は、61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体とする。）
- ・ 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、**当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮**しなければならないこと。（11自治体）
 - ・ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、**実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導**すること。（12自治体）
 - ・ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、**文章で解答する記述式を一定量取り入れること**。（15自治体）
 - ・ 通信教育を行うに当たっては、**試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと**。（10自治体）
 - ・ 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する**情報の公表**を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における**教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示**すること。（11自治体）

3. 自治体独自の認可基準

- 61自治体のうち、標準例の策定以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は6自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、**定めていない自治体は23自治体**であった。



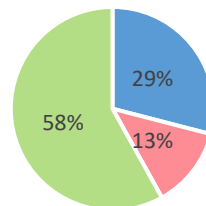
私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

4. 高等学校入学者選抜の日程

- 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、**実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校**、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校であった。

実施校

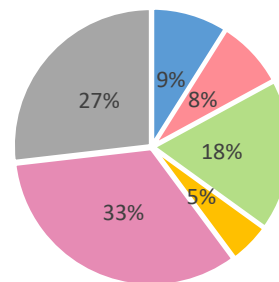
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない



- 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、その面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、**一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校**、**全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校**、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は6校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校であった。

面接指導等実施施設

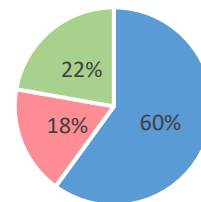
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない
- 全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない
- 面接指導等実施施設を設置していない



5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数

- 61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、**把握していない自治体は8自治体**、その他の自治体は10自治体であった。なお、16自治体については、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。

- 毎年把握している
- 把握していない
- その他



私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果を踏まえた対応について

一元的な情報集約に係る通信制高校プラットフォームの構築

- ・ 通信制高校や通信教育連携協力施設における**定員と実員、教育内容、生徒への支援の内容、入学・退学・卒業等に関すること、進路状況**などを一元的に集約し、ホームページ上で一覧化するための仕組みを構築（本年中を目標）。自動的に最新の情報を得られるよう、**各校が随時更新**する。
- ・ 点検調査での**指摘事項を検索できる機能を搭載**し、所轄庁が通信制高校を**指導・監督**する際に活用できる仕組みを構築。

点検調査を通じたアウトリーチ型支援

■ 点検調査の充実

- ・ 所轄庁による点検調査に、**有識者及び文部科学省が同行**し、各校の学校運営や教育活動が適正に行われているかを詳細に確認し**指導を実施**。
- ・ 所轄庁による通信制高校への**指導・監督の実態を分析**し、適切な学校運営や教育活動につながるよう、**所轄庁間の情報共有や連携協力体制の構築**を含め、所轄庁による**点検調査のより良い在り方**について研究。

■ アドバイザー派遣

- ・ 所轄庁の要望に応じて**有識者アドバイザーを派遣しアウトリーチ型の支援**を実施。
- ・ アドバイザー派遣を通じて、**所轄庁におけるアドバイザーの育成**を支援。

通信制高校の学び充実支援、研修会の開催

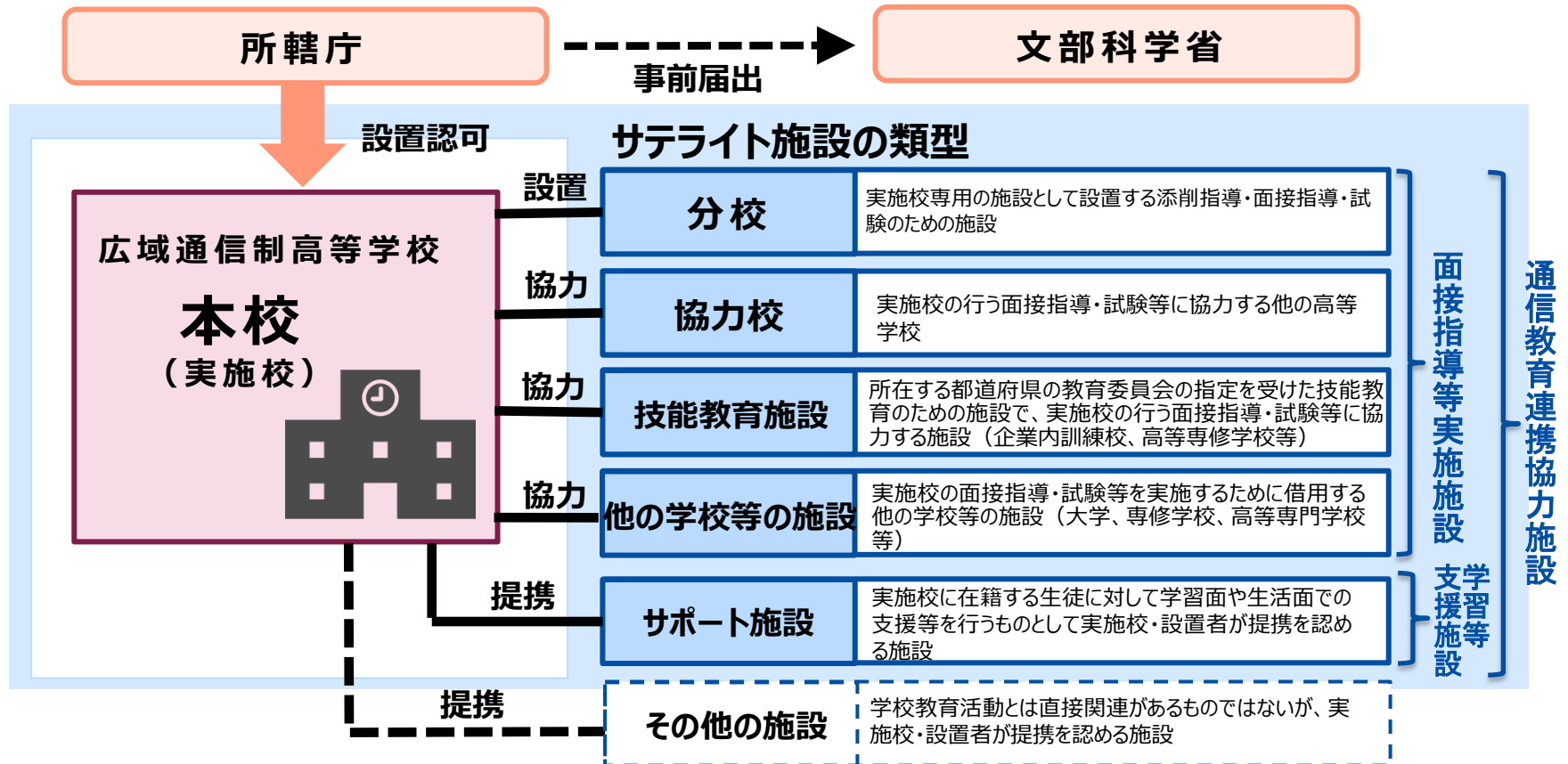
- ・ **社会的自立に必要な資質・能力**を身に付けられるよう、**卒業後の進路を見据えた支援**を行うとともに、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施。
- ・ **法令やガイドラインの解説、通信制高校における課題や改善指導等**を内容とした所轄庁対象の**研修会を開催**。

更なる質確保方策の検討

- ・ いわゆる高校無償化に係る**3党合意**において、「**教育の質の確保**」も論点の一つとされ、引き続き、3党の枠組みで合意内容の実現に取り組まれるところ。その状況も踏まえつつ、**通信制高校の質の確保・向上に必要な取組**を検討していく。

広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するためのサテライト施設を広範に展開する学校も多く存在している。**



通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- 令和4年8月29日に取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、**高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定**したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

〔6〕施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

〔7〕通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

〔8〕通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - （1）添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - （2）各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - （3）添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - （4）面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - （5）通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

〔9〕その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。